

大学生等の学びの継続を支援 《南幌町》

南幌町では、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、経済的な影響を受けている大学生等の学びの継続を支援することを目的に、生活支援金を給付します。

【対象者】

保護者若しくは学生が令和3年5月1日現在で南幌町に住所を有し、支援金の申請日において引き続き居住する大学院、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校に在学している方
(通信制課程及び高等専門学校の1年生から3年生は除く。)

【支援金】

受付期間中の申請一度に限り、次の区分により給付します。

○保護者のもとを離れて家賃を支払って生活している大学生等 … 10万円

※保護者若しくは学生本人が賃貸借契約を締結している場合に限る

○保護者のもとで生活している大学生等 … 5万円

※賃貸借契約を締結していない場合を含む

【受付期間】

令和3年6月1日(火)～令和3年9月30日(木)

※郵送の場合は、令和3年9月30日消印まで有効

【申請方法】

次の書類を教育委員会に直接または郵送により提出してください。

- ①申請書(申請者は原則保護者若しくは大学生等本人)
- ②大学生等であることを証明する書類の写し
- ③申請者の本人確認書類の写し(大学生等本人が申請者の場合は不要)
- ④支援金の振込先となる口座情報が確認できる通帳等の写し
- ⑤アパート等の賃貸借契約書の写し
- ⑥住民基本台帳の閲覧により大学生等と保護者の関係が特定できないときは、戸籍謄本等関係が分かる書類

南幌町教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ
☎ 011-378-6620
✉ g-gakkou@town.nanporo.hokkaido.jp